

館種団体ヒアリングを踏まえ、改めて博物館法を見直す必然性について（整理メモ）

令和3年9月6日 博物館部会法制度の在り方に関するWG 提出資料
日本博物館協会 半田昌之

* ヒアリングで浮かび上がったポイント

- ・4,000？ 6,000？ 正確な数も把握できない日本の博物館の状況。
- ・「どんな施設が博物館？」という認識が共有されていない。
- ・社会教育、生涯学習、創造性の涵養等に取り組む「多様で多数」の博物館が法律の規定外。
- ・現行法が規定する日本の博物館は約2割。「しっかりやってる」多様な博物館が博物館として認められていない。
- ・博物館全体の質的向上のためには、各施設のインセンティブとセットの認証制度は必要。
- ・これからの時代に即した博物館の定義の見直しは、新たな法と制度の検討に不可欠。

* なぜこれからの時代に博物館が必要なのか「未来を生きる世代への責任として」

- ・未来は見ることはできない。しかし、想像することはできる。
- ・想像の源泉は、過去から受け継がれた有形無形の「全ての分野にわたる記録と記憶の遺産」。
- ・記録と記憶の遺産は、人々がそれを「守り」、その中の教訓を「読み解き」、今を「考え」、未来に「活かす」という行為の連綿とした繰り返しの中で、歴史は綴られ続け再生産されている。
- ・その行為は、「保存」と「研究」、「共有」「発信」「対話」、そして「創造」という機能によって担保されるが、これらはすべからず博物館の基本機能に組み込まれている。
- ・今を生きる私たちは、過去への敬意と現在への義務とともに、未来への責任を果たさなくてはならないが、博物館は、その目的を果たすために不可欠な装置であり機能であるといえる。
- ・地球環境、災害、紛争、差別、格差など、「国家」を基本とする関係性の中では解決困難な全地球的課題に向き合い、解決に向かう志を共有できる重要な要素が「文化芸術を基盤とする対話と相互理解」であるとするなら「文化芸術」は、国境や民族、宗教の枠組みを超えた、これからの地球的課題を解決するための大きなチカラであり、地球と人類・生物の未来を危機から守る強固な砦であると言える。
- ・この砦をより強固にするために、「文化の多様性への理解と尊重」は不可欠な基本的要素とされているが、博物館は、それぞれの時代、地域、民族が育んだ多様な文化の遺産の宝庫であり、未来への責任を果たすために中心的なチカラを果たすことが期待される。

* なぜ博物館の定義を見直す必要があるのか「地球・地域的課題へ取り組む装置として」

- ・ICOMを中心とする国際的な博物館を取り巻く趨勢においても、その砦としての博物館の存在意義と果たすべき役割と可能性への認識が急速に高まっている。
- ・その流れの中で、地球的課題に向き合い解決への道筋を考える「場」、「装置」、「機能」として、博物館の社会的役割が高まりつつある中で、社会や地域との関係性という視点における「博物館の定義」の見直しは、国際的な博物館界の喫緊の課題となっている。
- ・こうした国際的な博物館定義の見直しにおいて、博物館は、かつての単なる自然・文化遺産の保存管理やコレクションの鑑賞のための箱、あるいは国威を示す象徴的施設ではなく、社会や地域に生きる人々の生活に深く関わり、そこにある課題解決とともに、未来を志向するための「学び」と「創成」の装置として位置付けられ、教育はもとより、経済や医療・福祉を包含し連携することで「人びとの幸せ」を考える上で、不可欠な社会基盤として位置付けられつつある。

*なぜ博物館法を見直す必要があるのか「総合的な文化政策の充実のために」

- ・現在の博物館を含む国際的な文化芸術に対する、未来志向的視点での重要性の認識は、我が国における文化芸術を基盤とする今後の「国づくり」の方針とも軌を一にしていることは明かである。
 - ・文化経済戦略の下で充実が図られつつある、日本独自の優れて多様な自然や文化の価値の再認識と磨き上げ、その活用による文化観光の促進、地域再生への政策的取組等は、文化芸術基本法に謳われ、前述した国際的動向に添うものと位置付けられる。
 - ・こうした未来志向の文化政策の展開において、地域の文化資源の保存と活用は最も重要な柱であり、そのために文化財保護法の改正もなされ、博物館が果たす役割の重要性も指摘されている。
 - ・しかし、その一方で、地域文化財の保存活用、未来への継承のために不可欠な施設である博物館については、厳しい運営環境が永らく続く中で、期待される役割を果たすための法律をはじめとする制度の見直しと整備が進まず、豊富な文化資源の保存と活用に深刻な課題が生じている。
 - ・こうした全国の博物館が抱える課題は、国の文化政策の推進の大きな障害要因でもあり、早急な対策が必要な状況となっており、その解決には、我が国の博物館全体の制度の見直しと充実が不可欠な状況となっている。
- ・今回の博物館法改正と博物館定義の見直しによる博物館制度の充実を期す検討は、70年を経た現行法の課題解消のみが目的ではなく、今後日本の文化芸術政策の推進にとって必要不可欠な基盤整備を目的とする改正であるとともに、我が国の国際的な視野における博物館政策の充実度、ひいては文化芸術政策の国際的評価に深く関連していることを認識する必要がある。

*今回の博物館法改正議論を未来に繋げるために望むこと

- ☆ 政官：真の文化芸術立国を実現するために不可欠な「インフラとしての博物館整備」の重要性の認識、国際社会にも胸をはれる「博物館法」と「博物館の充実政策」の実現。
- ☆ 業界：未来への責任を果たすための「ハブ的装置」としての責任果たすための努力と行動。「志の共有と連携・協働」。
- ☆ 政官・業界：セクター間の「対話と連携」、目標の共有と実利的な制度と政策の展開。
- ★ 全ての国民・利用者が自らの「未来のため」に博物館を活用できる環境の整備。

⇒ 新たな博物館法は、そんな目標に向かうための道標であってほしい。

➤ 第二条（定義）；新しい思いを込めて見直す

この法律において「博物館」とは、
歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、

（対象分野と事業）

あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので

（設置者の規定）

次章の規定による登録を受けたものをいう。

（登録制度）

*登録博物館を規定する法律 ⇒ 博物館の裾野を拡げ「底上げ」を支える法律へ

***参考資料1 「ICOM 博物館定義の検討状況から」**

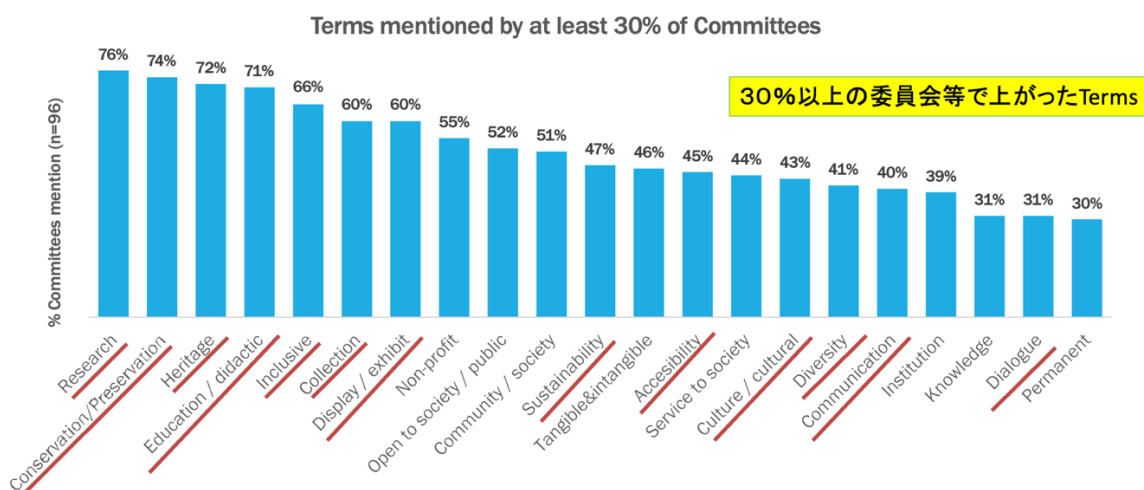
- ・2022年の採択に向けて進められているICOM博物館定義の見直しに登場する用語(キーワード)
 - 前回の「Consultation 2」の結果を受けて現在「Consultation 3」が進行中(中間地点)。
 - 「Consultation 2」で日本委員会が提出した20の用語

accessibility, collection, communication, conservation, cultural heritage, diversity, educational opportunity, exhibition, inclusion, learning, preservation, research, respect, sustainability, cultural hub, dialogue, education, human rights, well-being, equity

- 30%以上の国内委員会・国際委員会等から支持された主なキーワード

Overall Results: Top Terms mentioned

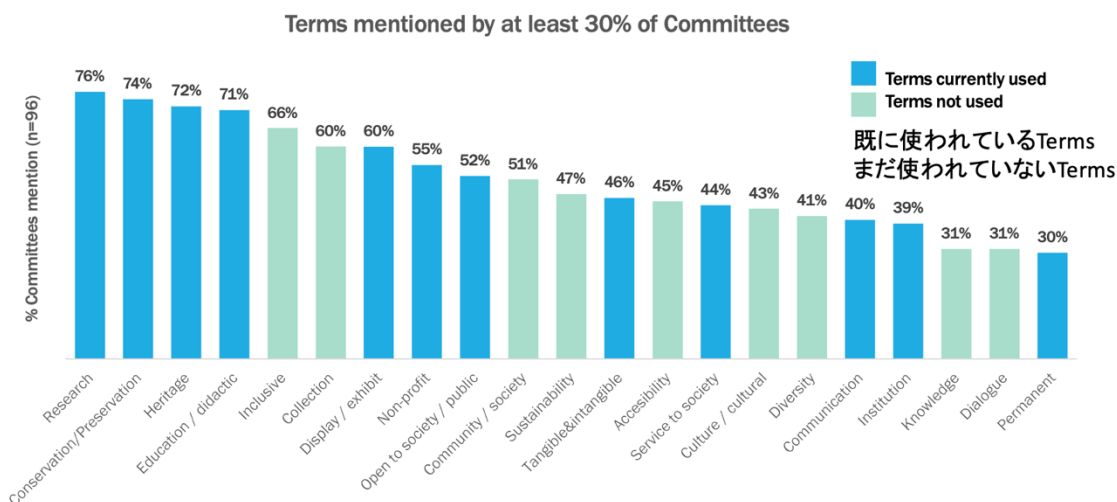
Total terms identified: **127**



ICOM Define Analysis Group Boiling ideas 21 Terms中13Termsは日本委員会のTermsと一致 ICOM international council of museums

- これまでの定義に使われた用語と使われていない用語

Conclusions: Top terms are a mix of the current, foundational terms and terms that propose new challenges



*参考資料2「昭和25年、日博協がまとめた博物館法の草案」

- ・草案は「博物館、動物園及び植物園法」という名称を用い、国立博物館も法の対象に含んでいる。当時、既に交付された文化財保護法との関係で、国立博物館は博物館法の対象外とすることが決まっていたが、この草案では、国立博物館の基準と役割が書き込まれている。
- ・今、検討されている日本の博物館制度の在り方について、博物館法制定直前の、博物館界の総意がこめられた法律案として、「古くて新しい課題」が含まれている。

博物館、動物園及び植物園法草案（昭和25年11月22日）→一部改正版

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、博物館、動物園及び植物園の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、科学、芸術、民俗、産業等に関する資料のうち、「動物園」とは、動物及びこれに関する資料のうち、「植物園」とは、植物及びこれに関する資料のうち、それぞれ教育及び学芸上価値あるものを、収集、保管、陳列、飼育、または植栽し、常設公開して一般公衆及び研究者の観覧利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学芸の研究等に資することを目的とする施設で、国、地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第34条の法人若しくは宗教法人が設置するものをいう。

第3条 前条の博物館、動物園及び植物園（以下「博物館等」という。）のうち、国の設置するものを国立博物館等と、地方公共団体の設置するものを公立博物館等と、民法第34条の法人又は宗教法人の設置するものを私立博物館等という。

第4条 この法律において博物館には、博物館のほか、美術館（単なる展覧会場を除く）及び社寺宝物館、歴史的または美術的建造物等を、動物園のほか、水族館等を、植物園には植物園のほか、薬草園等を含むものとする。

（分館、分園、研究施設及び図書施設）

第5条 博物館等には、必要に応じ分館又は分園を設置することができる。

（博物館等の事業）

第6条 博物館等は、第2条に記した目的を達成するため、一般公衆の啓発、学校教育の援助及び特殊研究者の便に資するよう、おおむね次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 博物館等に収集する資料は、実物、模品、模型、絵画、図表、写真、フィルム、レコード等（以下「博物館等資料」という。）で、一般公衆のための展覧資料は、教育的価値にとむ代表的なものを精選して、できるだけ興味のあるように展示し、また研究資料は、なるべく多くの種類を網羅し、適当にこれを整理、保管して、利用者の比較研究に資すること。
2. 博物館資料のうち、文化財保護法（昭和25年法律第 号）の適用を受ける文化財、その他貴重な学術資料等については、特にその保管を十分にすること。博物館等の所在地以外の地に博物館資料等を移動してこれを一般公衆の利用に供すること。
3. 歴史及び科学に関する博物館、動物園及び植物園では、観覧者に、短時間で豊富な知識をたやすく取得させ、かつ興味を覚えさせるよう、資料の選択及び展示の方法に意を用いること。
4. 美術及び工芸に関する博物館並びに植物園の園芸及び観賞植物花壇等では、観覧者に落ち着いた環境のもとで鑑賞をほしのままにさせ、美的趣味、情操の向上に役立たせるよう、資料の選択及び展示の方法に意を用いること。
5. 観覧の公衆に対し、必要な説明、指導等を行って、その効果を十分たらしめること。
6. 博物館等資料の専門的な調査研究を希望する者に対しては、貯蔵室、研究室、実験室、工作室、図書室等を利用させ、その他必要な指導、助言を与える等、その研究に助力すること。
7. 博物館等資料に関し、つねに専門的、学術的な調査研究を行い、その業績を発表すること。
8. 博物館等資料に関連する事項につき、しばしば展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会、採集会、見学会等を開催すること。
9. 案内書、解説書、目録、図録、年報等を発行し、更に調査研究の報告書等を作成頒布すること。
10. 学校、公民館、その他の公共施設に資料を貸出し、または巡回展覧等を行って、事業の館外延長に勤めること。

（学芸員及び学芸員補）

第7条 博物館等に置かれる専門的職員を学芸員及び学芸員補と称する。

2. 学芸員及び学芸員補は、博物館等の種類に応じ、それぞれの博物館等資料、整理、調査、研究、保管、展示、飼育、栽培、説明、指導、事業企画等、専門的業務を行う。
3. 学芸員補は、学芸員の職務を助けるものとする。

（学芸員及び学芸員補の資格）

第8条 大学を卒業した者で、大学に在学中文部省令で定める博物館等の種類毎に必要な学科を終了した者及び文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めたと者及び学芸員補で、第9条の規定による学芸員の講習を終了した者は、学芸員となる資格を有する。

2. 大学を卒業した者で、大学に在学中、文部省で定める博物館等の種類毎に必要な学科を修了した者、及び

文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めたと認め、並びに高等学校卒業以上の学歴を有し、かつ 3 年以上博物館等の実務に従事した者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員の講習)

第 9 条 学芸員及び学芸員補の講習は、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2. 学芸員の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(指導、助言)

第 10 条 文部大臣は、都道府県の教育委員会に対し、都道府県の教育委員会は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び私立博物館等に対し、その求めに応じて、博物館等の設置及び運営に関して、専門的及び技術的な指導又は助言を与えることができる。

(博物館等職員相互の連絡)

第 11 条 博物館等の職員は、事業の改善進歩に資するため、関係者の会合に出席して、情報の交換、研究業績の発表等を行うことができる。その事業を促進するために、相互に緊密な連絡、協力をし、刊行物の交換、情報の交換、博物館等資料の相互貸借等を行うように努めなければならない。

(輸送料の特別取扱)

第 12 条 博物館等資料の輸送に要する料金については、特別の取扱を受けることができるものとする。

第 2 章 国立博物館等

(国立博物館等の性格及び種類)

第 13 条 国立博物館等は、全国を対象に、文化の最高水準を示すことを目標とし、首都及び特に必要と認められる都市に設置する。

2. 国立博物館等として設置すべきものの種類は、歴史博物館、古美術博物館、近代美術博物館、人類学博物館、博物館、科学産業博物館、動物園及び植物園等とする。

3. 国立博物館等の内部組織は、文部省令で定める。

(国立美術及び科学博物館)

第 14 条 国立美術博物館は、絵画、彫刻、建築、工芸、考古品等、主として古美術の作品及びこれに関する資料を、国の内外にわたって広く収集する。

2. 国立美術博物館は、東京都に置く。

第 15 条 国立奈良美術博物館は、おおむね、奈良地方を中心とする古美術の作品及びこれに関する資料を収集する。

2. 国立奈良美術博物館は、奈良市に置く。

第 16 条 国立近代美術館は、絵画、彫刻、建築、工芸等、近代及び現代美術の作品及びこれに関する資料を国の内外にわたって広く収集する。

2. 国立近代美術館は、東京都に置く。

第 17 条 国立科学博物館は、自然科学及びその応用に関する資料を、国の内外にわたってひろく収集する。

2. 国立科学博物館は、東京都に置く。

第 18 条 国立博物館等は、第 6 条各号にかゝるもののほか、おおむね次の事業を行うものとする。

1. 公立及び私立博物館等に対し、総合的な博物館等の事業を促進するために、必要な指導、連絡を行うとともに、これらに対し必要な報告の提出を求めること。

2. 博物館等資料に関する調査研究について、諸学会と密接な連絡協力をすること。

3. 博物館等に勤務する職員に対し、必要な研修を行うこと。

4. 文部省以外の国の行政機関の所管する博物館等と必要な連絡、協力をすること。

5. 博物館等の事業に関し、国際的な連絡、活動を行うこと。

(特殊の専門博物館等)

第 19 条 文部省以外の国の行政機関及び国立の大学、研究機関等が、所管事項に関して附設する特殊の専門博物館等は、この章の規定以外とする。

第 3 章 公立及び私立博物館

(公立博物館等の所管)

第 20 条 公立博物館等は、当該公立博物館等を設置する地方公共団体に設置された教育委員会が管理する。

(図書館法の規定の準用)

第 21 条 公立博物館等の設置に関しては、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定を、公立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 11 条及び第 12 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は設置者の変更に関しては、同法第 24 条の規定を、私立博物館等の設置、廃止又は都道府県の教育委員会との関係に関しては、同法第 25 条から第 27 条までの規定をそれぞれ準用する。

(公立博物館等の職員)

第 22 条 公立博物館等に、館長又は園長並びに当該博物館等を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認められる専門的職員及びその他必要な事業、事務又は技術に従事する職員を置く。

2. 前項の職員は、当該博物館等を所管する教育委員会が任免する。

3. 館長及び園長は、博物館等の事務を掌理し、所属職員を監督し、博物館等奉仕の機能の達成に努めなければならない。

4. 国から第 27 条の規定による補助金を受ける地方公共団体の設置する博物館等の館長及び園長は、学芸員の資格を有する者でなければならない。

(博物館等協議会)

第 23 条 公立博物館等に博物館等協議会を置くことができる。

2. 博物館等協議会は、博物館等の運営に関し館長又は園長の諮問に応じるとともに、博物館等の行う諸事業につき、館長又は園長に対して意見を述べることができる。
 3. 博物館等協議会の設置その他に関しては、図書館法第 16 条の規定を準用する。
- 第 24 条 博物館等協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
1. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に設置された大学又は研究施設の職員で、当該博物館の博物館資料に関し学識を有する者。
 2. 当該博物館等を設置する区域内に設置された大学以外の学校の代表者。
 3. 当該博物館等を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）が、選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者。
 4. 社会教育委員
 5. 公民館の職員及び運営審議会の委員
 6. 図書館の職員及び協議会の委員
 7. 学識経験のある者

（入館料等）

第 25 条 公立博物館等は、できる限り無料で公開することが望ましい。但し当該博物館等の維持運営のために止むを得ない事情のある場合は、必要な入館料又は入園料等を徴収することができる。

2. 私立博物館等は、必要な入館料及び施設使用料、又は入園料を徴収することができる。

（公開の日数）

第 26 条 公立及び私立博物館等は、年を通じ、博物館及び動物園（水族館を除く）にあっては 150 日以上、植物園及び水族館にあっては 100 日以上公開しなければならない。

（公立博物館等の基準）

第 27 条 公立博物館等の設置及び運営上望ましい基準を、文部省令で定める。

（公立博物館等に対する補助その他の援助）

第 28 条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に関する費用について補助金を交付し、その他必要な援助を行う。

第 29 条 前条の規定による補助金の交付は、博物館等を設置する地方公共団体の各年度における博物館等の設置及び運営に要する経費の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2. 前条の規定による補助金の交付に関しては、図書館法第 22 条第 2 項及び第 23 条の規定を準用する。

（博物館等同種施設）

第 30 条 博物館と同種の施設については第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。

附則

1. この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から実施する。
2. 多年博物館等の実務に従事し、豊富な経験または特技をもつと認められた者は、第 8 条の規定にかかわらず、学芸員または学芸員補となる資格を有するものとする。
3. この法律施行の際、現に公立及び私立博物館等の、学芸員に相当する職務に従事する職員は、第 1 条の規定にかかわらず、この法律施行後 5 年間は学芸員となる資格を有するものとする。
4. この法律施行の際、現に公立及び私立博物館等において、館長、園長、学芸員及び学芸員及び学芸員補の職に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、園長、学芸員及び学芸員補となったものとする。

* 『昭和 39 年度 わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究 大正・昭和編』
昭和 40 (1965) 年 3 月 日本博物館協会 掲載の草案に筆者が改訂部分を変更